

## 社会福祉法人川場村社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川場村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条に基づき、役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 本会の役員等については、法人業務を行う場合に別表に定める日額を基礎に報酬を支給する。

2 川場村の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

### (旅費)

第4条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

(1) 会議等出張旅費は、「職員の旅費に関する規程」を準用する。

(2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別 表

役 職 名	報 酬 額	
理 事 (会 長)	日 額	8, 0 0 0 円
理 事 (副 会 長)	日 額	2, 0 0 0 円
理 事 (常 務 理 事)	日 額	2, 0 0 0 円
理 事	日 額	2, 0 0 0 円
監 事	日 額	2, 0 0 0 円